

不確定原稿

令和8年武蔵野市議会会議録第13号 (第2回定例会)

6月25日(木曜日)

○出席議員(25名)

1 番	道 場 ひでのり君	2 番	きくち 由美子 君
3 番	大 野 あつ子 君	4 番	深 田 貴美子 君
5 番	東 山 あきお 君	6 番	宮 代 一 利 君
7 番	本 多 夏 帆 君	9 番	小 林 まさよし君
10 番	浜 田 けい子 君	11 番	落 合 勝 利 君
12 番	菅 源太郎 君	13 番	さこう も み 君
14 番	藪 原 太 郎 君	15 番	蔵 野 恵美子 君
16 番	木 崎 剛 君	17 番	山 崎 たかし 君
18 番	与 座 武 君	19 番	橋 本 しげき 君
20 番	三 島 杉 子 君	21 番	本 間 まさよ 君
22 番	山 本 ひとみ 君	23 番	下 田 ひろき 君
24 番	西園寺 みきこ 君	25 番	川 名 ゆうじ 君
26 番	深 沢 達 也 君		

○欠席議員

な し

○出席説明員

市 長	小美濃 安 弘 君	副 市 長	一ノ関 秀 人 君
副 市 長	荻 野 芳 明 君	教 育 長	吉 原 健 君
監 査 委 員	小 島 麻 里 君	総合政策部長	樋 爪 泰 平 君
総 務 部 長	吉 清 雅 英 君	財 務 部 長	齋 藤 淳 一 君
税務担当部長	稲 葉 秀 満 君	市 民 部 長 兼交流事業担当部長	田 川 良 太 君
市民活動担当部長	天 野 裕 明 君	防災安全部長	横 山 充 君
環 境 部 長	関 口 道 美 君	健康福祉部長	毛 利 悦 子 君
保健医療担当部長	田 中 博 徳 君	子ども家庭部長 兼健康福祉部母子保健担当部長	齋 藤 尚 志 君
都市整備部長	高 橋 弘 樹 君	水 道 部 長	田 原 美 樹 君
教 育 部 長	真 柳 雄 飛 君	選挙管理委員会事務局長	平之内 智 生 君

○出席事務局職員

事 務 局 長	菅 原 誠 治 君	事 務 局 次 長	村 瀬 健 大 君
---------	-----------	-----------	-----------

不確定原稿

○議事日程第 5 号

令和 8 年 6 月 25 日（木曜日） 午前10時 開議

- 第 1 { 議案第55号 武蔵野市議会議員及び武蔵野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例 (総務委員会審査報告)
議案第56号 武蔵野市市税条例等の一部を改正する条例
議案第58号 武蔵野市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 }
- 第 2 議案第59号 物損事故に係る損害賠償の額の確定及び和解について (文教委員会審査報告)
- 第 3 議案第60号 市道第17号線電線共同溝整備工事請負契約 (建設委員会審査報告)
- 第 4 議案第57号 令和 8 年度武蔵野市一般会計補正予算（第 2 回） (各常任委員会審査報告)
- 第 5 陳受 8 第 3 号 公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求め
る陳情 (文教委員会審査報告)
- 第 6 陳受 8 第 5 号 武蔵野市福祉資金貸付条例の運用停止を解除し、資産はあっても資金のない
人が在宅で生涯暮らすことができる、ウエルビーイング実現を求める陳情
(厚生委員会審査報告)
- 第 7 陳受 8 第 6 号 地域生活支援事業における「移動支援事業」及び「日中一時支援事業」の報
酬引上げに関する陳情
- 第 8 総務委員会陳情継続審査要求について
(陳受 8 第 7 号)
- 第 9 { 総務委員会特定事件継続調査要求について
文教委員会特定事件継続調査要求について
厚生委員会特定事件継続調査要求について
建設委員会特定事件継続調査要求について
議会運営委員会特定事件継続調査要求について }
- 第10 議員派遣について

○午前 1 0 時 0 0 分 開 議

○議 長（木崎 剛君） これより本日の会議を開きます。

直ちに議事に入ります。

本日の議事は日程第 5 号をもって進めます。

日程第 1 議案第55号 武蔵野市議会議員及び武蔵野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例、議案第56号 武蔵野市市税条例等の一部を改正する条例、議案第58号 武蔵野市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例、以上 3 議案を一括して議題といたします。

総務委員長の報告を求めます。

(総務委員長 落合勝利君 登壇)

○総務委員長（落合勝利君） ただいま議題となりました議案第55号 武蔵野市議会議員及び武蔵野

不確定原稿

市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例、議案第56号 武蔵野市市税条例等の一部を改正する条例、議案第58号 武蔵野市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例、以上3議案の総務委員会における審査の概要と結果について御報告いたします。

まず、議案第55号 武蔵野市議会議員及び武蔵野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についての主な質疑は次のとおりでした。

①今回の改定で公費負担の上限額が引き上げられるが、燃料費の高騰など、今の実勢価格を十分に反映した水準に達しているのか。答え、公費負担に関しては、おおむね3年に1回の公職選挙法施行令等の改正によるが、今回は令和7年6月までの状況を基に改正したものである。そのため、現在の状況を踏まえたものではないと思われる。

以上で質疑を終了し、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第56号 武蔵野市市税条例等の一部を改正する条例についての主な質疑は次のとおりでした。

①今回の改正によって市民にどういう影響があるか。答え、個人市民税については、地すべり防止区域等に該当する方はいないため、課税特例適用から外れる市民はいない。家屋の固定資産税に関しては、およそ100人の方が免税対象で、市は合計約35万円の減収となる。償却資産の固定資産税に関しては、およそ170人の方が免税対象で、市は合計約400万円の減収となる。

以上で質疑を終了し、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第58号 武蔵野市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての主な質疑は次のとおりでした。

①葬祭補償を適用した例及び傷病での補償例はあるか。答え、葬祭補償の実績はない。けがをした際の補償では、火災出動準備時のけがによる療養補償、休業補償の適用実績がある。②消防団の活動において、どういう危険を想定されているか。答え、火災現場での建物の倒壊や飛び火といった危険がある。

以上で質疑を終了し、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（木崎 剛君） お諮りいたします。質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木崎 剛君） 異議ないものと認め、採決に入ります。

採決は1件ずつ行います。

まず、議案第55号 武蔵野市議会議員及び武蔵野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例、本案の委員長報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木崎 剛君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第56号 武蔵野市市税条例等の一部を改正する条例、本案の委員長報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

不確定原稿

(賛成者起立)

○議長(木崎 剛君) 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第58号 武蔵野市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例、本案の委員長報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(木崎 剛君) 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(木崎 剛君) 次に、日程第2 議案第59号 物損事故に係る損害賠償の額の確定及び和解についてを議題といたします。

文教委員長の報告を求めます。

(文教委員長 蔵野恵美子君 登壇)

○文教委員長(蔵野恵美子君) ただいま議題となりました議案第59号 物損事故に係る損害賠償の額の確定及び和解についての文教委員会における審査の概要と結果について御報告いたします。

主な質疑は次のとおりでした。

①事故の概要について改めて伺う。答え、公務で境南小学校から帰庁する際、車の頭を道路に出した状態で門を閉めてから発進しようとしたときに、クリープ現象で車が動いてしまい、相手方の車と接触したという事案であった。②事故の責任負担割合が市が7割となっているが、通常では8対2もしくは9対1くらいの案件ではないのか。答え、通常、このような事故の場合、負担割合は8対2というところであるが、今回は道路に車の頭が出ており、相手方の前方への不注意という意味合いが考慮され、7対3となった。

以上で質疑を終了し、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(木崎 剛君) お諮りいたします。質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木崎 剛君) 異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第59号 物損事故に係る損害賠償の額の確定及び和解について、本案の委員長報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(木崎 剛君) 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(木崎 剛君) 次に、日程第3 議案第60号 市道第17号線電線共同溝整備工事請負契約を議題といたします。

建設委員長の報告を求めます。

(建設委員長 与座 武君 登壇)

○建設委員長(与座 武君) ただいま議題となりました議案第60号 市道第17号線電線共同溝整備

不確定原稿

工事請負契約の建設委員会における審査の概要と結果について御報告いたします。

主な質疑は次のとおりでした。

①工事の概要について伺う。答え、市道第17号線における無電柱化整備計画では、路線延長約970メートルの北側区間、市役所前区間、南側区間の3区間のうち、今回の事業で市役所前区間206メートルを令和8、9年度で施工するものである。なお、基本的に電線共同溝は歩道地下に敷設するところ、今回の工事では、沿道の桜の根に配慮し、車道地下に敷設する。②工事全体のスケジュールについて伺う。答え、令和8、9年度で共同溝を敷設した後、電線の入線工事、電柱の撤去作業、道路整備を行い、令和15年に完成予定である。③財源について伺う。答え、東京都無電柱化チャレンジ支援事業制度を活用し、国費55%、都費45%の全額補助となる。④電気事業者や通信事業者の負担について伺う。答え、工事完了後、事業者のケーブル延長区間に標準単価を掛けた上で、市から請求し、徴収する。⑤無電柱化のメリット、デメリットについて伺う。答え、メリットは、良好な景観形成や観光振興などによる地域の活性化、道路の見通しがよくなることで信号機、道路標識が見やすくなること、大規模災害時の電柱倒壊を防ぐことなどが挙げられる。デメリットは、整備工事のコストや電線のメンテナンスなどの維持管理コストがかかることなどが挙げられる。⑥共同溝施工事業者は特殊な技術が要求されるのか伺う。答え、共同溝敷設の後、電気事業者や通信事業者それぞれがケーブルを敷設していくが、今回はその前段階の通常の土木工事である。

以上で質疑を終了し、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（木崎 剛君） お諮りいたします。質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木崎 剛君） 異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第60号 市道第17号線電線共同溝整備工事請負契約、本案の委員長報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木崎 剛君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長（木崎 剛君） 次に、日程第4 議案第57号 令和8年度武蔵野市一般会計補正予算（第2回）を議題といたします。

各常任委員長の報告を求めます。

（総務委員長 落合勝利君 登壇）

○総務委員長（落合勝利君） ただいま議題となりました議案第57号 令和8年度武蔵野市一般会計補正予算（第2回）の総務委員会付託分における審査の概要と結果について御報告いたします。

主な質疑は次のとおりでした。

①境南ふれあい広場公園の改修工事費の増加は労務費等によるものとのことだが、国の定める労務単価などから算出したのか。答え、国や東京都が進める補正率等を反映したものである。②境南ふれあい広場公園の改修工事が延びた理由及び改修工事中は公園利用ができなくなるのか伺う。答え、工事費の

不確定原稿

増額が見込まれ、議決を要する金額となったため、後ろ倒しすることとなった。また、工事中の公園利用は難しい。ただし、武蔵野プレイスや駅への通行の動線は確保したい。③総合体育館の仮設事務所の設置目的は。答え、総合体育館や軟式野球場、陸上競技場に関する窓口業務を行うものである。④総合体育館の仮設事務所の規模を伺う。また、リース契約とのことであるが、工期延長の場合、契約はどうなるのか。答え、平屋の100平米程度の規模であり、中学生や保育園児たちの通行に支障のないよう設置を考えている。また、リース契約期間の延長が必要になった際には、これに伴う予算措置が必要になる。⑤生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の事業内容と、影響のある世帯数について伺う。答え、令和7年6月27日の最高裁判決で生活扶助基準改定の一部が違法とされたことを踏まえ、平成25年8月以降に保護受給をしていた世帯に対し、追加給付を行うものである。現在まで保護継続している世帯及び廃止になっている世帯を合わせて2,100世帯を想定している。⑥防犯カメラの設置は、要望があればその都度補正予算を組むという方針か。答え、本来は当初予算に計上すべきであるが、今回対象となる町会の意思決定時期と都の補助率決定時期との兼ね合いで、当初予算の計上が困難であったため、補正対応となった。

以上で質疑を終了し、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
よろしく御審議をお願いいたします。

(厚生委員長 本間まさよ君 登壇)

○厚生委員長(本間まさよ君) ただいま議題となりました議案第57号 令和8年度武蔵野市一般会計補正予算(第2回)の厚生委員会付託分における審査の概要と結果について御報告をいたします。

主な質疑は次のとおりでした。

①民生・児童委員の増額補正についての詳細を伺う。答え、民生・児童委員の活動費を1人当たり月額1万円から3万円に増額するものである。複雑な相談などに対応することもあり、負担感を感じる人もいる。欠員地区もあり、活動費を増額することにより少しでも民生・児童委員を増やすといった取組につなげていければと考えている。②民生・児童委員の成り手不足について、本市の実態を伺う。答え、定数は110名だが、現員数は83名、充足率は75.4%となっている。③生活保護費の増額補正は、最高裁判決を踏まえて事務を増強するものと説明があったが、具体的にはどこを増強するのか伺う。答え、一番大きなところはコールセンターを新しく置くことで、そのほか、窓口対応やデータ確認等の全般的な事務を委託する形で積算している。④最高裁判決を踏まえて実施する内容を伺う。答え、平成25年に実施した生活扶助基準改定が最高裁判決で一部違憲という判決を受けて、国から差額分を追加給付するものである。市では、平成25年8月まで遡ってデータを抽出し、それに基づき給付する。金額の正確性と早期の給付を目指している。⑤生活保護廃止世帯は改めて申請が必要とのことだが、対象者の把握、追跡についての対応を伺う。答え、廃止世帯の中には、過去の保護受給歴を知られたくないという方もいる。厚生労働省はコールセンターを設置し、また、ホームページやチラシで制度周知を行っている。本市もホームページ等で周知を強化し、対応したい。

以上で質疑を終了し、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
よろしく御審議をお願いいたします。

(建設委員長 与座 武君 登壇)

不確定原稿

○建設委員長（与座 武君） ただいま議題となりました議案第57号 令和8年度武蔵野市一般会計補正予算（第2回）の建設委員会付託分における審査の概要と結果について御報告いたします。

主な質疑は次のとおりでした。

①工事費用が増額した理由を伺う。答え、労務費として、週休2日制の補正や一般管理費率の改定などによる増額と資材費の高騰が主な原因である。なお、当初設計を見直し、直接工事費を圧縮する等工夫をしている。②工事期間の変更について伺う。答え、当初予定は令和8年7月から令和9年3月までであったが、変更後の見込みは令和8年9月中旬から令和9年6月末までを予定している。③地域イベントの開催に影響が出ると考えるが、見解を伺う。答え、地域への影響が大きいと考え、まず地域3団体へ説明をしたところである。④芝生のメンテナンスについて伺う。答え、緑の芝を残し、適切な維持管理をするため、芝生面積を縮小し、かつ、踏圧、噴霧圧力に強く、自己補正能力を備えている芝の品質にする予定だ。

以上で質疑を終了し、討論に入りました。討論者は1名で、賛成討論でした。

その趣旨を紹介しますと、昨今の物価上昇の中での工事であり、適切な算定時期はいつなのかという課題があったと推察する。また、適切な時期に工事を行わないと市民の不利益になるため、今後はその点の改善を求めて、賛成するというものでありました。

以上で討論を終わり、採決に入りました。採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（木崎 剛君） お諮りいたします。質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木崎 剛君） 異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第57号 令和8年度武蔵野市一般会計補正予算（第2回）、本案の各常任委員長報告は原案可決であります。本案を各常任委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木崎 剛君） 起立全員であります。よって、本案は各常任委員長報告のとおり決しました。

○議長（木崎 剛君） 次に、日程第5 陳受8第3号 公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情を議題といたします。

文教委員長の報告を求めます。

（文教委員長 蔵野恵美子君 登壇）

○文教委員長（蔵野恵美子君） ただいま議題となりました陳受8第3号 公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情の文教委員会における審査の概要と結果について御報告いたします。

主な質疑は次のとおりでした。

①陳情にある安全性の問題と政治的中立性は一体的に扱うべきではなく、別物であると考え、市

不確定原稿

の認識を伺う。答え、平和教育に対する政治的中立と安全対策という2つの課題が陳情として出されていると認識している。②修学旅行や校外学習、セカンドスクールなどにおける保護者への説明責任と安全管理体制について伺う。答え、保護者に対しては事前説明会を必ず行っており、目的や安全管理体制などを確実に説明している。子ども用にもしおりを作り、伝えられる体制を取っている。また、セカンドスクール、プレセカンドスクール、修学旅行については、事前の実地調査を義務づけており、旅行会社と共に確認している。③教育基本法では特定の政党の支持や反対のための政治教育や政治活動を禁じているが、平和教育、人権教育、国際理解教育などを行うことは大切であり、必要であると考えている、見解を伺う。答え、特定の政党の支持やこれに反対するための政治教育や政治活動をしてはならないが、将来主権者となる子どもたちが人格完成を目指す上で、多面的・多角的に考えることは重要であると認識している。④陳情では、教職員個人の政治活動や信条が教育現場の中立性に影響を及ぼしていないか、過去の記録を調べてほしいとあるが、本市の保護者等からはこうした御意見があるのか。もしあった場合には教育委員会としてどのような対処をするのか伺う。答え、今のところ、そうした苦情や御意見はないが、もしあった場合は学校に事情を確認した上で保護者や地域の方に丁寧に説明をしていきたい。⑤辺野古沖転覆事故や磐越道マイクロバス事故はどちらも私立の学校で発生している。今回の事故が起きる前提として、教育委員会によるチェック体制の有無という私立と公立学校との違いがあると認識しているが、いかがか。答え、武蔵野市としては、教育委員会と学校が協力しながら全ての行事を運営しており、必ず都の実施要綱や実施計画を確認する作業をしている。

以上で質疑を終了し、討論に入りました。討論者は5名で、反対討論でした。その趣旨をまとめて紹介しますと、今回の痛ましい事故を踏まえて、子どもたちの安全を願う思いに関しては同意をしている。その上で、安全性と政治的中立性については別の問題として扱うべきと考える。本市では保護者への説明責任と安全管理について確実に行われていること、また、教育基本法にのっとりた政治的中立が遵守され、平和教育、人権・主権者教育などが多面的に行われていることも確認できた。本陳情では、学校現場への多様な調査を求めているが、その根拠が教職員個人の政治活動や信条が教育現場の中立性に影響を及ぼしているのではないかと臆測から来ているものであり、膨大な調査をする十分な根拠にはならない。また、陳情にある教育内容の点検については、教育への政治的介入のおそれがあり、教職員個人の政治的姿勢や思想信条への調査につながる記述には賛成はできない。本市がこれまで市民と共に積み上げてきた平和教育を萎縮させることがないように求め、反対とするというものでした。

以上で討論を終わり、採決に入りました。採決の結果、賛成者なく、不採択とすべきものと決しました。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（木崎 剛君） お諮りいたします。質疑、討論。

（「討論」と呼ぶ者あり）

○議長（木崎 剛君） 討論でよろしいですね。質疑を省略し、これより討論に入ります。

（13番 さこうもみ君 登壇）（拍手）

○13番（さこうもみ君） 陳受8第3号 公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情について、不採択の立場から討論をいたします。

不確定原稿

痛ましい事故を踏まえ、子どもたちの安全を願う思いは、私も同じです。まず、安全確保についてですが、委員会での質疑を通じて、本市では、修学旅行をはじめ校外学習などについて、これまでも子ども本人と保護者への説明や資料の作成が適切に行われ、今回の船の事故や部活のバスの事故などの発生をきっかけに、さらに届出がなされている資料を市が改めて確認するなど、安全への配慮を重ねていることが確認できました。陳情が求めている安全管理は本市では既に着実に実施されていると考えますが、この点は今後も引き続き徹底を求めてまいります。

その上で、安全管理と政治的中立性は本来別の問題として扱うべきものです。この点は、質疑の中でも、市も同様に別なものとして考えていると御答弁をいただいたと理解をしています。安全を理由に教育の内容の点検まで求めることには問題があると考えますが、陳情が求めている点について、以下、課題と考える理由を大きく2つ説明します。

1つ目、学校教育において、政治的な争点を扱うこと自体は禁止されておらず、事実に基づいて多面的に学ぶことは、むしろ尊重されるべきものです。本市はかつて中島飛行機の工場があり、空襲を受けた歴史を持つまちとして、平和の学びを丁寧に重ねてまいりました。質疑でも、政治的な争点を扱うこと自体は問題ではなく、今後も平和に関する学びを継続していきたいという市の姿勢が確認できました。この学びの積み重ねを、今回の事案を理由に止めることがあってはならないと考えます。

2つ目、陳情が求める点検は、仮に教育内容に限ったとしても、それを議会での陳情の採択によって行政に点検、調査をさせることは、教育への政治的な介入になるおそれがあると考えます。教育の独立性、学校の自主性は尊重されなければなりません。さらに、陳情の本文には、教員個人の寄付や団体加入について記述がありました。教員個人の政治的な姿勢を調査することまで求めるものであるならば、それは思想の自由を侵害する思想調査であり、到底許されるものではないと考えます。

以上のことから、安全管理の徹底は引き続き求めつつも、それと教育内容や教員個人の政治的姿勢の点検、調査を一体として求める本陳情には、賛成できません。本市が市民と共に積み上げてきた平和教育を萎縮させないように、ここで改めて求め、不採択の討論いたします。

(5 番 東山あきお君 登壇) (拍手)

○5 番(東山あきお君) ただいま上程されました陳情につきまして、採択の立場から討論いたします。

本陳情と同趣旨のものは全国で出されているそうでございまして、神奈川県の大和市議会のこども教育常任委員会では、自民会派、公明会派などが賛成して採択、そのほか、調布市、神奈川県海老名市、長野県松本市や岡谷市では趣旨採択されたそうでございます。

本陳情は、決して平和教育そのものを否定しているわけではないと思います。むしろ子どもたちが命の大切さを学び、戦争の悲惨さを知り、国際社会の厳しい現実と向き合う教育こそが重要ということでございます。そして、辺野古沖転覆事故が契機となりました。陳情の核心は、多面的・多角的な学びの確保にあります。国を守るために果たす役割と安全保障上の意義、そして過去日本が関わった戦争だけではなく、今現実に行われている戦闘についてどう考えるか、国際情勢を鑑みて主体的に考えるなど、子どもたちにしっかりと平和教育としてはバランスよく提供すべきであり、それについて考える、見直していく、よい機会ではないでしょうか。

不確定原稿

教育基本法第14条が定める政治的中立性についての言及も見逃せません。教師が政治的な活動に参加する自由はあるにしても、それがそのまま生徒の学習に反映されてはならないと考えます。特定の政治的立場に子どもを誘導しないこと、事実と教師の主観を明確に区別することなどが重要です。

また、辺野古の事案については、文科省が特定の学校の平和学習を政治的中立違反と認定した事実も重く受け止めるべきです。ただ、修学旅行や校外学習について、安全管理の観点において本市はしっかりされていると確認できた点は非常によかったと思います。

教育全般について政治家があれやこれや言い過ぎるのはなるべくもちろん控えるべきだと思いますが、本陳情の項目、内容といたしましては、大切なこともしっかりと述べられているものというふうに理解をしておりますので、それをもって賛成とさせていただきます。

(20番 三島杉子君 登壇) (拍手)

〇20番(三島杉子君) 日本共産党武蔵野市議団を代表いたしまして、陳受8第3号 公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情について、不採択の立場で討論いたします。

安全確保と政治的中立性は、分けて論じる必要があると考えます。本陳情の記書き②の保護者への説明責任と修学旅行・校外学習の安全管理の徹底は当然のことであり、確実に行われなければなりません。武蔵野市では、教育委員会、学校ともに責任を持って確実に行われていることが文教委員会での陳情審査を通じて確認されました。さらに過去二、三年間遡って、計画書、実施要項、実施報告等の安全確認を市議会として教育委員会に求める必要はないと考えました。

政治的中立性について教育基本法の第14条で禁じているのは、特定の政党を支持または反対するための政治教育や政治活動であり、学校教育から政治的なテーマを排除するものではないこと、主権者を育てる上で、学校での平和教育、主権者教育、人権教育、国際理解教育、環境教育などの政治的教育を行うことは大切であり、必要であるということ、武蔵野市では教育基本法第14条2項を遵守し、1項の良識ある公民として必要な政治的教養は教育上尊重されなければならないと、教育基本法にのっとり平和教育や主権者教育などが様々な教育機会を通じて多面的・多角的に行われていることが陳情審査を通じて確認できました。

国が教育内容を統制した戦前の反省から、戦後の日本国憲法の下では、国家が教育内容について介入することは抑制的であるべきとされてきました。そのときそのときの政治的多数派の意見で教育内容が左右されるようでは、子どもが自由かつ独立の人格として成長することができなくなってしまいます。そのため、教育基本法第16条には、教育は不当な支配に服することなく行われるべきと定められています。教育は、子どもが一人の個人、また、市民として成長、発達し、自ら考え、自立的に行動する力を育むことを通して、自主的な人格を形成することを目指すものであり、国家や政治に都合のよい一方的な観念を教え込むものであってはなりません。

しかし、本陳情の記書きの①③④は、教育基本法の第14条の範囲を超えて、公立中学校の平和教育の内容の調査、点検、指導、改善をさせることを求めています。過去に遡って修学旅行、平和学習等の記録を調査、確認することは、平和教育への過度の干渉、否定につながりかねません。ふだんから学習指導要領等に基づいて、教育基本法にのっとり行われていることであるわけです。また、懸念が残る事

不確定原稿

例について必要な実態把握を行うこととしており、教育現場への恣意的な介入につながるおそれもあります。現場の教員を萎縮させ、専門的な知見や経験を生かした平和教育などの教育、自由な多様な子どもの学びの機会が抑制されてはなりません。

市立中学校の教育内容に関わる調査、点検、指導、改善をさせるということを議会として採択することは、教育内容への政治的介入を進めることとなり、適切ではないと考えます。教育の独立性、学校の自主性を尊重する立場から、教育内容に政治が介入することには慎重であるべきと考え、本陳情は不採択といたします。

(3 番 大野あつ子君 登壇) (拍手)

○3 番(大野あつ子君) ただいま議題となりました陳受8第3号 公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情について、市議会公明党を代表し、不採択、反対の立場で討論します。

3月には、研修旅行中、辺野古沖でボートが転覆する事故により、5月には、磐越自動車道で遠征中の部活マイクロバスがガードレールに衝突する事故により、それぞれ高校生が死亡するという痛ましい事故が立て続けに起こっており、さらに数日前には、公立小学校で火事が発生し、児童と教員が重軽傷を負うということがあり、関係者、親族の皆様の深い御心痛を思いますと、言葉もございません。本来、元気に「行ってきます」と出かけていった子どもが「ただいま」と無事に家に帰れるよう、子どもたちの安全を最優先に守らなくてはならないと改めて強く心に念じたところでございます。

報道によれば、3月の事故においては、船は海上運送法に基づく事業登録を受けていなかったにもかかわらず繰り返し旅客運送をしていた疑いがあり、刑事告訴されております。また、5月の事故では、事故を起こしたマイクロバスは白ナンバー車両であり、運転手の事故歴や健康状態も把握されないまま運転を依頼されていたとされており、十分な安全管理が行われていない中、事故が起きてしまったのではないかと考えられます。さらに、2つの死亡事故において、教員は同乗しておらず、引率者はどうあるべきかを突きつけられていると考えますし、毎年同様に行っていたという前例踏襲であることに気の緩みはなかったのか、対岸の火事として見てはいけなしいと考えます。まずは、子どもをお預かりする現場で法令遵守は絶対です。そして、子どもたちが無防備に危険の前に立たされるような状況を決してつくりたくない体制づくりが必要であると考えます。

陳述者がおっしゃるとおり、教育の場が政治的中立であるべきであること、教育活動を行う中で児童生徒の安全を守らなければならないことは、大変重要であると考えます。質疑の中で、本市の平和教育において政治的中立を損なうような状況は確認できず、校外学習においては事前に教育委員会や保護者に説明を行い、詳細なしおりを作成し、教員による実踏も行い、十分な安全を確認した上で行われていることが確認できました。また、過去の事例についても所管課長により既に確認されており、追加の説明が必要な状況ではないことが分かりました。

その上で、本陳情では学校現場に対して膨大な調査を求めています。その調査が必要な理由として、一部の教員個人や教員が所属する団体が特定の政治活動に賛同しているという事実から、そういう教員が行う平和教育は偏ったものになるのではないかと臆測から発しており、膨大な調査をするには十分な根拠にないと考えます。そもそも、教員が個人としてどういう政治運動をするかは日本国

不確定原稿

憲法第19条に保障されている思想の自由であり、生まれながらに守られるべき基本的人権であります。ゆえに、教員個人が行っている政治活動や所属している団体について干渉するべきではないと考えます。教育基本法第1条、第14条、学校教育法21条のとおり、政治的中立性を確保した上で、主権者教育は重要な教育のテーマの一つです。今後も、萎縮せず、武蔵野市の平和教育、主権者教育を進めていっていただきたいと思います。

武蔵野市の教育において、法令が守られないとか、子どもたちの命が危険にさらされるとかという事実が確認された場合には、徹底的に調査し、改善するべきと考えますが、本市の教育において瑕疵があるということは確認できず、十分な安全管理が行われているとの説明がありましたので、陳述者が求める多様な調査を課すことは不適切であると考え、本陳情には反対いたします。

(17番 山崎たかし君 登壇) (拍手)

○17番(山崎たかし君) 自由民主・市民クラブを代表して、本陳情に対して、不採択の立場で討論いたします。

今回の辺野古で発生した痛ましい事故は、私立において起きた事案であり、教育委員会が継続的に指導監督を行っている武蔵野市立の小・中学校については大きな違いがあると考えます。また、本陳情で求められている4項については、既に武蔵野市立の学校において実施されており、必要な、再度調べることも行われておりました。そのため、本陳情が採択されたとしても、新たに実施される施策や変更される対応はなく、現状と実質違いは生じません。

陳情は、現状の課題を改善するために新たな対応や制度の見直しを求めるものであると考え、本陳情に関して既に必要な取組が行われていることから、採択する意義は乏しいと考えます。さらに、何か問題があったときには適切に対応が取られるという答弁もあり、教育委員会がしっかり機能していることも確認できました。

以上の理由により、本陳情に対しては、反対いたします。

なお、陳情者が懸念されているような事故や事案が今後発生しないよう、教育委員会及び各学校において引き続き適切な指導や安全対策の管理の徹底に努めていただき、何か問題があれば速やかな対応を取っていただくことを要望いたします。

○議長(木崎 剛君) お諮りいたします。これにて討論を終局し、採決に入りたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木崎 剛君) 異議ないものと認め、採決に入ります。

陳受8第3号 公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情、本件の委員長報告は不採択であります。陳受8第3号 公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情、本件を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(木崎 剛君) 起立少数であります。よって、本件は不採択とすることに決しました。

○議長(木崎 剛君) 次に、日程第6 陳受8第5号 武蔵野市福祉資金貸付条例の運用停止を

不確定原稿

解除し、資産はあっても資金のない人が在宅で生涯暮らすことができる、ウェルビーイング実現を求める陳情を議題といたします。

厚生委員長の報告を求めます。

(厚生委員長 本間まさよ君 登壇)

○厚生委員長（本間まさよ君） ただいま議題となりました陳受8第5号 武蔵野市福祉資金貸付条例の運用停止を解除し、資産はあっても資金のない人が在宅で生涯暮らすことができる、ウェルビーイング実現を求める陳情の厚生委員会における審査の概要と結果について御報告をいたします。

主な質疑は次のとおりでした。

①第8期介護保険事業計画では福祉資金貸付制度の再検証を行っていききたいと記述があるが、第9期には具体的な記載がない。第8期から第9期にかけての議論の経過を伺う。答え、リバースモーゲージの在り方について常に検討は行っているが、いかに現状に合わせるかについては大きな課題となっており、具体的な姿を打ち出すというところまでは至っていない。②武蔵野市福祉資金貸付制度見直し検討委員会の報告書にある制度廃止に至ったポイントは何か伺う。答え、当初の評価額より資産価値が低下した際に返済額が貸付額を下回るリスクがあるということである。また、民間等でも同様の貸付けが行われている状況であったこと、市の一般財源で行われている中で受益に偏りがあるとの指摘も課題として当時検討されたと認識している。③現在の市長の認識を伺う。答え、改めて見直し検討委員会の報告書の類似制度の比較表を見ると、市のサービスのほうがよいことが分かる。制度からこぼれる人もいるとの質疑があったが、そうした人を市が対応するという議論にならないのかと思う。だからこそ、検討、議論が現時点でも続いている段階だと思っている。④陳情には、担保切れ対策として3億円の基金を積み立て、現在までの寄付額は20億円であり、その基金を活用すればよいのではと記載があるが、市の考えを伺う。答え、陳情にある基金は市民助け合い基金と認識しており、福祉公社のサービスを利用するに当たり担保切れが起きたときなど、資金がなくサービスを利用できない方に活用する目的で設置をされた。また、介護保険制度が施行される中で、在宅の高齢者の支援に使う必要があるため、現在はテンミリオンハウスやレモンキャブの事業に基金を充当している。⑤福祉資金貸付停止後、市民からの相談状況を伺う。答え、リバースモーゲージ、リースバック、自宅の売却などの現金調達手段について、年間一、二件の相談が福祉公社に来ている。⑥親世代は財産を持っているが、子世代は収入が少ないなど、これから武蔵野市でもこうした課題が予想される。第8期介護保険事業計画でも書かれているリバースモーゲージの仕組みについて、今後議論し、検討していく余地はあるか伺う。答え、所得の多寡や資産の有無に関わらず、頼れる身寄りがない高齢者、もしくは次世代も含め、公も民間も含めてみんなで知恵を出し合って、どのようなサービスをつくっていくか、今年度議論をしていきたい。

以上で質疑を終了し、討論に入りました。討論者は4名で、反対討論3名、賛成討論1名でした。

反対討論の趣旨をまとめて紹介しますと、福祉資金貸付制度は直ちに再開しなければ市民生活に支障を来すという状況にないと判断するため、反対をするというものでした。

次に、賛成討論の趣旨を紹介しますと、この陳情の趣旨は福祉サービスの総量を増やすことと市民のウェルビーイングをさらに実現することとなっており、これについては受け止めたいと考え、賛成するというものでした。

不確定原稿

以上で討論を終わり、採決に入りました。採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。
よろしく御審議をお願いいたします。

○議 長（木崎 剛君） お諮りいたします。質疑。
（「質疑します」と呼ぶ者あり）

○議 長（木崎 剛君） これより質疑に入ります。

○22番（山本ひとみ君） ただいま報告がありました厚生委員会での質疑なのですが、私も傍聴をしております、質問がなかったと思いますので、1点質問をさせていただきます。

それは、生活保護の受給者はリバースモーゲージを利用できるのかということについて、厚生委員会では質疑があったのかどうかに関して委員長にお尋ねをいたします。

○厚生委員長（本間まさよ君） ただいま御質問がございました生活保護者が利用できるのかということに関しては、委員会で質疑がございませんでしたので、担当執行部のほうで御答弁があればお願いしたいと思います。

○健康福祉部長（毛利悦子君） 生活保護受給者のリバースモーゲージについてでございますけれども、かつての武蔵野市の貸付制度では生活保護の方は対象外ではないのですが、福祉公社のサービス、有償サービスの契約といいますか、身上監護等を契約していることが前提になりますので、そういう意味では生活保護の方はその貸付制度は使っていなかったというふうに認識をしております。現在ですけれども、都社協が行っている生活福祉資金の貸付けの中で、低所得者の高齢世帯のリバースモーゲージと、もう一つ、生活保護世帯のためのリバースモーゲージという、2つの制度がございます。ただ、生活保護世帯のためのリバースモーゲージは、御案内もするケースはありますが、割と条件が厳しかったり、また、利用に至るまでの間に、要は生活保護の受給までの期間が逆に空いてしまうといえますか、速やかな生活保護受給につながらないというところもありまして、実際には利用されていないというのが現状でございます。

以上です。

○22番（山本ひとみ君） 執行部の方から、担当部長からお答えをいただきまして、誠にありがとうございます。私も市のホームページ等も確認をしておりますが、現在、全国の社会福祉協議会が実施している不動産担保型の生活資金の貸付制度というのが社協で行われているということは読んでおります。今、物価高等もありまして、生活保護という形でそれを受給することを望む人もいらっしゃると思いますので、引き続き、こうした方の生活が安定できるように御配慮をお願いしたいと思います。

私からは以上です。

○議 長（木崎 剛君） お諮りいたします。これにて質疑を終局し、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが。

（「討論」と呼ぶ者あり）

○議 長（木崎 剛君） 質疑を終局し、これより討論に入ります。

（1 番 道場ひでのり君 登壇）（拍手）

○1 番（道場ひでのり君） 厚生委員会付託陳情、陳受8第5号 武蔵野市福祉資金貸付条例の運用停止を解除し、資産はあっても資金のない人が在宅で生涯暮らすことができる、ウエルビーイング実

不確定原稿

現を求める陳情、厚生委員長報告、不採択に対して、自由民主・市民クラブを代表して、委員長報告のとおり、不採択の討論をします。

本陳情、陳情趣旨は、1981年（昭和56年）より、全国に先駆けて、在宅不動産を担保とし、福祉公社の在宅サービスの利用料金等を融資する福祉資金貸付制度である武蔵野市福祉資金貸付条例の給付停止の解除を求めるものである。該当条例は、1981年以降、32年の長きにわたり運用されていたが、2013年（平成25年）3月に、武蔵野市福祉資金貸付制度見直し検討委員会から報告があり、同年5月17日に厚生委員会において同内容が行政報告された。報告内容は、介護保険制度の創設、普及、国や民間金融機関等でも独自の制度を展開していることから、市が税を投じて長期間の貸付けをする意義は薄れており、制度を終了するといった内容であった。これを受け、2014年（平成26年）11月、市長決裁により、新規貸付けの停止の取扱いを決定。翌2015年（平成27年）4月から、新規の貸付けの停止に至っている。1981年当時、同様の内容の貸付けサービスは、全国に先駆けたものであり、画期的な制度であった。しかしながら、時間的な経緯から、前述の見直し検討委員会の報告も受け、市長決裁により新規募集停止、既存契約終了による自然消滅を図っている。

委員会における陳情者に対する質問からは、市民の福祉サービスの総量を増やすこと等、ウェルビーイングの在り方についての確認が行われた。また、行政担当所管課に対する質疑からは、該当条例の運用停止に向けた行政手続には何ら問題点はなく、進捗が進んでいることも確認できた。この方針変更を決定した2013年当時議員だった小美濃市長に、この方針決定に関し質疑を行ったところ、現時点における時間的な経緯から、不足している福祉サービスに対しての言及があった。市民の方々に対しての福祉サービスの総量増加、すなわち、ウェルビーイングの実現拡充に関しては、何人も望むところであることが確認された。

陳情審査に戻る。福祉サービスの総量増加、市民のウェルビーイングの実現拡充においては、認識が共有されるものであるが、陳情の趣旨は、武蔵野市福祉資金貸付条例の給付停止を解除するというものであり、これには、2013年の見直し検討委員会以降、適切な対応が取られており、陳情者が訴える執行責任の怠慢等は見受けられず、適切と判断する。時代が流れる中、不足する福祉サービスに関しては、適時適切に知恵を出しながら考えるべきことは自明である。

以上のことから、委員長報告のとおり、本陳情を不採択とします。

（12番 菅 源太郎君 登壇）（拍手）

○12番（菅 源太郎君） 私は、会派立憲民主ネットを代表し、陳受8第5号 武蔵野市福祉資金貸付条例の運用停止を解除し、資産はあっても資金のない人が在宅で生涯暮らすことができる、ウェルビーイング実現を求める陳情に対して、不採択には賛成できない、つまり、採択の立場から討論いたします。

本市のいわゆるリバースモーゲージ制度は、1980年に設立された福祉公社が、1981年に福祉資金貸付制度と有償在宅福祉サービス事業をパッケージとして始めたもので、本市が先進福祉都市と言われるゆえんです。その後、2015年の制度見直しで福祉資金貸付制度の新規受付を終了し、有償在宅福祉サービス事業を権利擁護事業へと転換しました。このたびの陳情は、福祉資金貸付制度の新規受付を再開するよう求めています。

不確定原稿

そこで、2013年の福祉資金貸付制度見直し検討委員会の報告にある主たる廃止理由3点について、私どもの見解を申し述べます。

1つ目の、介護保険制度の普及で本来の目的である在宅サービス利用のための貸付けが激減し、大半が生活費の貸付けになったためについては、2000年の介護保険制度導入後の在宅サービスの推移から、理解します。

2つ目の、不動産価格下落や貸付期間長期化による債権回収不能リスクも顕在化については、委員会答弁から、陳情者が紹介した基金3億円は市民助け合い基金でテンミリオンハウスやレモンキャブなどサービス利用の幅広い支援に、福祉公社への寄付額20億円は1980年から46年間の通算で人材育成や社屋改築などに充てられていることが分かりました。このため、陳情者が述べた担保切れに充当できる資金が必ずしも手当てされていないことも明らかとなりました。

しかし、3つ目の、国や民間による類似制度の普及で市が一般財源で制度を維持する意義が薄れたについては、委員会答弁から、1つ、市民社協を窓口とする東京都社会福祉協議会による不動産担保型生活資金貸付制度の市内利用件数が現在1件と少ないこと、2つ、民間サービスの利用状況は不明だが、対象年齢に上限が設定されるなど基準が厳しいことから、制度見直しから10年以上経過する中、課題があると考えます。小美濃市長からも、類似制度の条件比較表を基に、民間は貸付限度額や対象不動産について制限が厳しいことを考えると、民間でこぼれているところを救うのはあってもよいのかなとの趣旨の答弁がありました。

私どもは、条例が存在しながら新規受付しないのは、貸付けの残る契約者に対する一定の経過措置で、陳情者の言う執行責任の怠慢とは考えていません。2014年に福祉資金貸付制度の廃止を決めた市長決裁に瑕疵があったとも考えていません。同時に、2021年から2023年を計画期間とする高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画には、2025年を見据えた12の視点のうちの視点4、ひとり暮らし高齢者の安心感の醸成として、「本市の福祉資金貸付制度（リバースモーゲージ）は、リーマンショックによる不動産価格の急激な下落により回収不能な貸付けが発生したことなどにより、現在新規受付を中止しているところです。しかしながら、高齢者の経済状況や、管理されずに放置される空き家の発生を未然に防止する観点から、制度の再検証を行います」と記載されていました。当時の健康福祉部長は、民間金融機関がリバースモーゲージ事業に参入してきた経過があるのは我々も認識をしているが、課題として、一定年齢を超えると銀行も貸してくれない現状がある。近年はいわゆる8050問題をはじめとして、親御さんに資産はあるが、現金がない、生活に困窮する事例も幾つか散見している——中略——こうした課題があるので、リバースモーゲージの在り方を改めて再検証したいと計画に記載したと答弁しています。

その後、第8期計画の福祉資金貸付制度の再検証は庁内で検討されたものの、具体的な施策に結びつかなかったため、その経過や結論は第9期計画に反映されず、つまり、市民に公にされぬまま今日に至っています。また、今年度、2026年度策定される第10期計画は、私を含む団塊ジュニア世代が高齢期を迎える2040年を見据えています。この世代は氷河期世代とも言われ、非婚、未婚や非正規雇用が多いため、親世代の資産を受け継ぎながら、収入が少なく、身寄りのない高齢者が多数発生する可能性があります。

こうした高齢者の支援が課題とされ、国の社会福祉法改正や都の単身高齢者等の総合相談支援事業な

不確定原稿

ど対応が始まる中、私どもは、議会が継続し議論を深めることで、陳情の趣旨を生かした新たな政策展開への道筋をつけることができると考えました。残念ながら、委員会で継続ではなく採決となったため、私どもは市長答弁や第8期計画で庁内に共通の課題認識があることを踏まえ、陳情の全ての内容を是とはしないものの、不採択には賛成できない、つまり、採択の立場を表明します。

陳情者は、陳述の冒頭で、武蔵野の福祉について議論してほしいとの意味の発言をされました。政策実現には、行政に対して直接要望する方法もあります。氏名を公表されているので、あえて申し上げますが、陳情者は、市職員、市議会議員、市長も長年務められ、小美濃市長をはじめ市職員への要望も容易な立場におられる方です。その方法もありながら、議会への陳情をされたということは、議会への陳情というものはその政策を市民に公の場で議論する意味があります。要するに、直接要望することができる方がわざわざ議会に陳情されたというのは、直接要望されれば、それは要望される方と受ける方の間でのみのやり取りになってしまうおそれがありますが、議会に陳情という形を取れば、それは市民の目にすることで、市民に公の場で議論する、これが陳情の意味だと私は受け止めております。そして、議会の役割はその意思を表すことであり、これによって新たな政策展開を確実なものにすることができます。

本市議会は、福祉資金貸付条例の制定された1981年に福祉都市宣言を議決しています。武蔵野らしい福祉とは何か。国任せ、行政任せではなく、いま一度、議会としても考える必要があります。議会が行政による課題認識と政策推進の立場を同じくしながら、陳情に不採択しか選択できないのか。市民に説明するには分かりにくいとも感じました。

その感想を最後に申し述べ、採択を求める討論といたします。

(22番 山本ひとみ君 登壇) (拍手)

〇22番(山本ひとみ君) ただいま議題となっております陳受8第5号 武蔵野市福祉資金貸付条例の運用停止を解除し、資産はあっても資金のない人が在宅で生涯暮らすことができる、ウェルビーイング実現を求める陳情に関しては、私はこの内容に賛成でありますので、賛成という立場で討論をしたいと思います。

この陳情は、記書きのところで、「武蔵野市の福祉サービスの総量を増やし、市民のウェルビーイングをさらに実現するため福祉資金貸付条例の給付停止を解除し、条例の趣旨に沿った事務を執行することを求めます」とあります。また、この説明を書いている前文では、武蔵野市の福祉資金貸付条例が停止されている状態ということを問題視し、民間の銀行が同様の仕組みをつくっても、武蔵野市とは信用力、安心感が異なるということを訴えて、介護保険制度が導入されたが、介護保険を基本にそれ以上実態に合わせて給付をしてほしいという市民の希望も多いとされております。こうした見解を補足するために、陳述の際に、憲法25条に国民の福祉について定められている、それから、福祉サービスのトータルを増やすにはどうしたらよいか考えてほしい旨の陳述もありました。

この制度に関して、私もこれまでの経緯を、ネット上ですが、振り返ってみました。さきの討論者も一つお話しされておりましたが、武蔵野市において、福祉資金貸付制度の見直し検討委員会の結論というのは平成25年の3月25日、これは西暦でいうと2013年ですけれども、この結論では次のように記載をされております。読み上げますと、「委員会として、今までの検討経過を踏まえ次のように考え

不確定原稿

方をまとめた。①本市の福祉支援貸付制度はその先駆けとして、画期的な役割を果たしたと評価しているが、すでに民間にも普及し始めており、市が単独で制度を維持する必要性は薄れている。②条件を厳格化しても、制度が包含するリスクは解消されず継続するメリットが少ない。③公費の支出にあたっては、特定の個人のみに恩恵の及ぶものから、広く市民全体に還元できるものへ転換していく必要がある。以上のことから、市の福祉資金貸付制度は廃止すべきとの意見が大勢を占めた。なお、長年住み慣れた自宅に居住継続をしたいとの意思が強い高齢者もあり、自宅からの転居は精神的負担もあることから、対象年齢の引き上げや限度額の見直しなど条件の厳格化によるべきであり、廃止とすべきではないとの少数反対意見もあったことを付記する」というふうに書かれているのです。私はこれを読んで、そのときも議員だったわけですが、制度の廃止に反対の声があったということは大変注目すべきことだというふうに感じました。また、廃止の理由に挙げられております「特定の個人のみに恩恵の及ぶものから、広く市民全体に還元できるもの」という文もありますけれども、全ての市民を対象としない制度というのも、福祉の面では、これは必要だということを軽視してはならないというふうに考えております。

なお、現在の市のホームページはどう書かれているかといいますと、市が行ってきた福祉資金貸付制度については、平成27年3月31日——これは西暦でいうと2016年ですが——をもって終了いたしましたと書かれ、そのホームページの中で、福祉資金貸付制度と同じ目的の貸付制度としては、国の制度で全国の社会福祉協議会が実施する不動産担保型生活資金がありますというふうに書かれております。これがホームページの記載でございます。

厚生委員会での質疑も私は全部聞きましたけれども、以上のように、条例変更を決めた報告書や新しい制度、それから現状に関する評価などが種々議論がありました。それによれば、現在社協が進めているリバースモーゲージの利用者は1名ということで、ちょっとこれは少なく、また、福祉資金貸付条例に基づく新規貸付けはもう停止をしているわけですが、制度を利用している人も2名と残っているという状況があります。そして、今後、やはり行政の中でもこの制度については再検討すべきと考えていることも明らかになりました。さらに、市長が、質疑の中では、民間はどうしても利益を上げるためにやっているとか、限度額が決まっていたりする、福祉の総量を増やすのは大切という旨の答弁を行っておりまして、私はこうした見解は評価できるというふうに考えております。

以上を踏まえまして、私自身の見解を述べたいと思います。私は、2014年5月の厚生委員会における制度の変更に対する行政報告で、いろいろな議員の方が質問したわけですが、福祉公社のリバースモーゲージの制度に関して、これは重要ではないかという立場から質問をいたしました。そのときの議事録は、「リバースモーゲージのことが先ほど出ましたが、ある意味、武蔵野市の福祉の象徴の1つであるというか、リバースモーゲージに関しては、今でもずっと続くと思っている人もいるのですね」——中略ですが——「フローはないけれどもストックがあるという人に対するサービスとして武蔵野市で始めたわけですが、これが民間の金融機関がやっているサービスで全部は置き換えられないと思うのですね」——さらに中略ですが——「公的な福祉の面もやはり考えないと、どうしても制度のはざまで置き去りにされる人もいるのではないかという心配があるのですが、いかがでしょうか」というような質問を私としてもして、これに対して当時の部長や課長の方がいろいろ御説明をいただい

不確定原稿

たわけであります。武蔵野市においても、先ほど述べましたが、資産はあるけれども収入があまりない方、ストックはあるがフローのないという方は確実に存在をしております。私自身の最近の経験でも、新型コロナウイルス感染症に罹患をして、古くなった住宅に住んでいる方から支援を求める声というのを伺ったことがあります。陳情者の文にも、民間の銀行と武蔵野市では、信用力、安心感が全く異なるというふうに書いてありますが、確かに銀行はそれこそ企業として利益を図ることが大きな目標の一つでありますから、公的機関とは役割が異なる面があることを忘れてはならないと思います。したがって、リバースモーゲージを、民間企業でなく、公が関与して行うことは、依然として必要とされているのではないかと考えております。

最後に、この陳情では福祉資金貸付条例をどうすべきかということに関する考えの記載もありますけれども、先ほど述べましたように、私自身は、公的な機関がリバースモーゲージを行うことの意義はあり、また、行政としても今後再検討すべきというふうにも考えておられます。さらに、福祉の総量を増やして充実を進めるということも必要であると思っておりますので、陳情の趣旨、方向性に同意するものであります。福祉では、公の役割を意識して、それを強化することが必要だと考えまして、この陳情に対する賛成討論といたします。

(7 番 本多夏帆君 登壇) (拍手)

○7 番(本多夏帆君) 会派ワクワクはたらくを代表し、不採択の立場で討論します。

まず、私たちの会派は、陳情というものをずっと悩みながら7年間審議をしてきましたけれども、陳情の内容によりけりでやり方を変えたくないという思いもあるので、審査をする基準を2人で定めて、やはり書面審査であるということを原則に、言葉を見るということをやってまいりました。

武蔵野市が取り組んできた福祉資金貸付制度、いわゆるリバースモーゲージについて、2015年に新規受付を停止してからの市の動きとして、2020年の市議会厚生委員会において制度を再検証したい旨の答弁がありましたが、その後の個別計画からも経緯を読み取ることができず、今回の陳情審議におけるやり取りの中でプロセスが分かったことはよかったと思っています。市としても実態に合わせた新しい制度の構築を検討していると受け止めたので、今回の陳情の記書きとなっている「市の福祉サービスの量を増やし、市民のウェルビーイングをさらに実現するため」という目的には賛同するものの、給付停止の解除という、過去のものをそのまま行う要望には反対とさせていただきます。

なお、国が行っている制度など、現在取り得る手段について広報が足りていない点については早急に改善をいただき、必要な方に情報がきちんと届くよう工夫を求め、討論を終わります。

(10 番 浜田けい子君 登壇) (拍手)

○10 番(浜田けい子君) ただいま議題となりました陳受8第5号 武蔵野市福祉資金貸付条例の運用停止を解除し、資産はあっても資金のない人が在宅で生涯暮らすことができる、ウェルビーイング実現を求める陳情に対して、市議会公明党を代表いたしまして、不採択の立場から討論いたします。

武蔵野市福祉資金貸付制度は、昭和56年、全国に先駆けて、リバースモーゲージや福祉公社による有償在宅サービスを実施し、高齢者の在宅生活をサポートすることができ、画期的な役割を果たしたと評価をされていました。しかし、介護保険制度の創設や不動産価格の下落など、制度を取り巻く外部環境が大きく変化し、制度創設当初から懸念されていた様々なリスクが顕在化したことで、貸付制度見直し

不確定原稿

検討委員会を設置、一部の人が恩恵を受けるのは不平等であるなどの議論を経て、平成25年3月、報告を踏まえて、廃止という経緯があります。

その上で、以下、質疑をし、確認をいたしました。1点目、条例が現存する理由は。現在利用している2名の方が終了した後に制度と条例を廃止する。2点目、担保割れ、債権回収不能の事例について。2件発生し、不納欠損となった。3点目、基金の活用に関しては。市民助け合い基金として認識をし、広く在宅高齢者を支援する必要があるとして、テンミリオンハウス、レモンキャブ事業にも充当している。4点目、記書きの福祉サービスの総量を増やすということをどう考えるのか。現在、介護保険サービスの供給量が足りていないというわけではない。今後、高齢者が増加し、課題が複雑化していく中で、サービスの供給体制を整備していくことと介護保険外サービスの利用も枠組みに入れ、トータルな支援を進めていく必要があると考えているとの答弁で、市の考えを理解をいたしました。

市は、今年度も次期高齢者福祉計画を策定するに当たりアンケート調査を行い、地域の高齢者が安心して暮らせる社会を実現することを目的として検討されています。市が金融機関の代替として貸付けを行うことは、本来の行政の役割を超えるものではないかと考えます。公平性、財政責任の観点からも、慎重であるべきです。陳情者の、在宅で安心して暮らし続けるという大切な視点は理解するところですが、現在は東京都の生活福祉資金貸付制度や介護保険、地域包括支援センターによる相談支援体制など、公的制度が一定の役割を果たしていると考えます。市独自制度を直ちに再開しなければ市民生活に重大な支障が生じる状況ではないと考え、現時点では適切ではないと判断し、不採択といたします。

○議長（木崎 剛君） お諮りいたします。これにて討論を終局し、採決に入りたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木崎 剛君） 異議ないものと認め、採決に入ります。

（9 番 小林まさよし君 退席）

○議長（木崎 剛君） 陳受8第5号 武蔵野市福祉資金貸付条例の運用停止を解除し、資産はあっても資金のない人が在宅で生涯暮らすことができる、ウエルビーイング実現を求める陳情、本件の委員長報告は不採択であります。陳受8第5号 武蔵野市福祉資金貸付条例の運用停止を解除し、資産はあっても資金のない人が在宅で生涯暮らすことができる、ウエルビーイング実現を求める陳情、本件を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木崎 剛君） 起立少数であります。よって、本件は不採択とすることに決しました。

（9 番 小林まさよし君 入場）

○議長（木崎 剛君） 次に、日程第7 陳受8第6号 地域生活支援事業における「移動支援事業」及び「日中一時支援事業」の報酬引上げに関する陳情を議題といたします。

厚生委員長の報告を求めます。

（厚生委員長 本間まさよ君 登壇）

○厚生委員長（本間まさよ君） ただいま議題となりました陳受8第6号 地域生活支援事業におけ

不確定原稿

る「移動支援事業」及び「日中一時支援事業」の報酬引上げに関する陳情の厚生委員会における審査の概要と結果について御報告いたします。

主な質疑は次のとおりでした。

①陳情は、移動支援、日中一時支援事業に対する報酬単価の引上げを求めるものだが、支援をしていく考えがあるか伺う。答え、いずれも障害のある方にとって必要な支援と考えている。報酬単価については、ここ数年急激な物価上昇や賃金上昇がある中で、考えていかなければならない課題だと思っている。障害者福祉計画の検討の中で来年度に向けて前向きに考えたい。②検討スケジュールについて伺う。答え、策定中の障害者福祉計画において、9月に中間まとめの案を確定させ、11月から12月頃にパブリックコメントを行う予定であるため、金額については夏ぐらいまでに検討する予定だ。市の方向が決まれば来年の3月議会での予算要求になると考える。

以上で質疑を終了し、討論に入りました。討論者は4名で、いずれも賛成討論でした。賛成討論の趣旨をまとめて紹介しますと、本事業は障害者福祉にとって大切な支援である。物価上昇を踏まえると、福祉人材を確保するためにも報酬単価を上げていくことは重要であり、市からも前向きな答弁があるため、賛成するというものでした。

以上で討論を終わり、採決に入りました。採決の結果、全会一致で採択とすべきものと決しました。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（木崎 剛君） お諮りいたします。質疑、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「討論」と呼ぶ者あり）

○議長（木崎 剛君） 討論ですか。質疑を省略し、これより討論に入ります。

（22番 山本ひとみ君 登壇）（拍手）

○22番（山本ひとみ君） それでは、ただいま議題となっております陳受8第6号 地域生活支援事業における「移動支援事業」及び「日中一時支援事業」の報酬引上げに関する陳情に関して、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、陳情の趣旨について述べたいと思います。現在、福祉をさらに充実させるためには、従事者の労働条件を引き上げることが極めて重要な課題となっております。障害者が利用している支援策の中で、武蔵野市は移動支援事業と日中一時の事業に関しては報酬単価を決定することが可能となっております。こうした中で、この陳情は、障害福祉人材の確保と定着、事業継続のために、できるだけ早急に移動支援事業と日中一時支援事業の報酬単価の引上げに努めていただきたいというものでありまして、こうした事情を説明した前文でも、事務手数料を含めた報酬単価が横ばいであり、従業員が他業種へ転職するということが多く見受けられ、移動支援事業や日中一時支援の事業を縮小している事業所も出始めているということが記載をされておりました。私は、こうしたことはやはり大変な事態だと感じております。また、陳情者からは、移動支援事業報酬単価の推移や移動支援利用者の月平均利用者数と各年度の総時間数などが記載された資料も提出をされ、特に杉並区の移動支援の事業の単価表は私にとっては大いに参考になりました。

次に、質疑を通して明らかになったことについて簡単に述べたいと思います。5月に審議された陳情

不確定原稿

は取下げとなりまして、今回この陳述が出されたわけですが、行政が行っていることは5月と6月で大きな変化はないというふうに考えておりまして、総じて前向きな御答弁が続いたというふうに評価をしているところであります。陳情した人からは、職員の給料が低く、時給が安いと言われている、学生アルバイトで時給が1,500円、1,700円の人もある、給料が安いから辞めるという人がいる、そうすると経営者の収入を下げるしかなくなるなどの具体的な状況も語っていただきました。また、事業者の横の連絡の必要性に触れた議論もありまして、私も深く同意をしているところでございます。5月だったと思いますが、移動支援では1時間500円とか、日中一時支援で1回500円の引上げをした場合には、市の財政負担が約450万であるというふうな答弁も行政からありました。

次に、私の賛成討論と要望について述べたいと思います。私は、2007年から2011年、市議会議員に落選をしていたわけなのですが、そのときに知的障害者の外出介助の仕事をしていました。移動支援をしている中で、しつづけが足りないとか、それを公共交通機関とか図書館ですとかそういうところと言われることもありまして、事情の理解が十分でない方からのこうした心ない発言を受けることもあったので、毎日御一緒している保護者の方の御心労、御苦労が大変なものがあるというふうに思い、移動支援の重要性を改めて感じたところであります。また、私がやっていたその頃は、福祉を志す学生の方が多く仕事に従事をしておりまして、現在とは時給をめぐって環境が大分変わっていて、こうした学生さんが他の業種を選択することも多いということを知りますと、待遇改善を行っていく必要も痛感しているところであります。

また、市議会では、私は、福祉人材の定着のために奨学金の返済支援などが行われていることに、こういう市の職場での取組について取り上げてまいりました。私は6月の一般質問でも障害者に対する住まいがまだ十分ではないことを取り上げましたが、そのとき、市長も、人材育成、人材確保、ヘルパーさんの確保、こうしたものをどうしていったら一番いいのか、共に考えていきたいという旨の答弁がありまして、市長も人材育成の重要性を認識されているということが明らかになりました。その一つが、やはり報酬単価の引上げではないかと考えております。私としても、できる限り早く待遇改善を実現していただくことを強く要望をいたしますが、少なくとも来年度から始まる武蔵野市障害者計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画の策定において、報酬単価の引上げを行うことを十分にやっていただきまして、従業員が今よりも多く集まり、利用者への支援も向上し、事業者が武蔵野市で事業を安心して続けられるということを強く望んでおります。

移動支援と日中一時の両事業の報酬単価の引上げに関して、日中一時の単価引上げが移動支援と同程度で行うということが、今後、仮にあるとしますと、財政負担は約450万円よりももう少し増えると思いますけれども、武蔵野市の実情を考えると、これは十分実現できる金額ではないだろうかとは考えております。また、業者の間で横の連絡を進めていくことを行政としても十分後押しをいただきたいということを要望したいと思います。

最後に、武蔵野市が魅力ある先進的な福祉政策を実施することは他の自治体へも大きな影響を持つと考えておりまして、この陳情を機にさらなる福祉の充実を求めまして、賛成討論といたします。

○議長（木崎 剛君） お諮りいたします。これにて討論を終局し、採決に入りたいと思いますが、これに異議ありませんか。

不確定原稿

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木崎 剛君） 異議ないものと認め、採決に入ります。

陳受8第6号 地域生活支援事業における「移動支援事業」及び「日中一時支援事業」の報酬引上げに関する陳情、本件の委員長報告は採択であります。本件を委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木崎 剛君） 起立全員であります。よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

○議長（木崎 剛君） 次に、日程第8 総務委員会陳情継続審査要求についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました委員会から申出の陳情継続審査件名表のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木崎 剛君） 異議ないものと認めます。よって、本件は閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○議長（木崎 剛君） 次に、日程第9 総務委員会特定事件継続調査要求について、文教委員会特定事件継続調査要求について、厚生委員会特定事件継続調査要求について、建設委員会特定事件継続調査要求について、議会運営委員会特定事件継続調査要求について、以上5件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。以上5件は、お手元に配付いたしました各委員会から申出の特定事件継続調査件名表のとおり、令和9年4月30日までの継続調査とし、閉会中も調査を行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木崎 剛君） 異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

○議長（木崎 剛君） 次に、日程第10 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び武蔵野市議会会議規則第83条の規定に基づき、お手元に配付のとおり議員を派遣することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木崎 剛君） 異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって令和8年第2回武蔵野市議会定例会を閉会いたします。

○午前11時48分 閉 会